

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2017年2月 第161号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ
ご存知ですか

払い過ぎた税金は戻してもらいましたよ

社会保障の負担が増える一方、収入は減り生活は苦しくなるばかり、400万円以下でも確定申告を行いましょう。(申告すれば戻ってくる場合も)

医療費控除

自分と「生計を一にする親族」が、2016年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合の控除。

医療費控除は医療機関への支払いが「10万円」以上ないと受けられないと思っている人が多いのではないのでしょうか。10万円以下でも所得が200万円(年金額320万円)未満の人は、医療費が所得の5%を超えていれば控除ができます。例えば65歳以上で収入金額合計が200万円の人で計算してみます。(保険金などの補てんはなし)

年金額が200万円では所得金額が80万円(200万円ひく

120万円「公的年金等控除」となります。この所得金額の5%は4万円になり、4万円以上の医療費を払った人は控除を受けることができます。

治療費以外でも

- ・通院費(自家用車で通院した場合のカンリン代や駐車料金は対象外)
- ・入院時の部屋代や食事代
- ・妊娠中の定期健診費用や分娩費
- ・医療用器具(コルセットなど)の購入費やレンタル費用
- ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代(医師の証明書が必要)
- ・風邪をひいた時の風邪薬など治療や療養に必要な医薬品の購入費用(予防や健康増進のための薬は対象外)等

※詳しくは「医療費控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ)や税務署で入手可能)を参照

そのほかに払い戻しや減額の可能性がある場合

- ・扶養親族等申告書を出さなかった。
- ・年金天引き以外に社会保険料を支払った。
- ・生命保険控除を受けられる。
- ・地震保険料控除を受けられる。
- ・寄付金控除が受けられる(政党への寄付、ふるさと納税、震災義援金)。
- ・災害や盗難で資産に損害を受けた。
- ・住宅購入借入金の控除が受けられる。
- ・障がい者控除を受けられるようになった。
- ・寡婦(夫)控除を受けられるようになった。
- ・扶養家族が増えた。
- ・申告期間は2月16日～3月15日まで
- (還付申告はそれ以前でも可)



保険金還付詐欺にご注意!

年末年始川崎区に相次ぐ、4件の相談

相談事例 (その137)
1月15日の日曜日の朝、区役所の保険担当を名乗る男からの電話で「昨年末に保険に関する書類を送ったが返事がないので・・・私??読まないでしまい込んだか、どういうことでしたか?男「あなたが平成23年から27年の5年間に支払った保険料が余分だったのでお返しします。2万3365円です。期日が本日までなので今日中に手続きをしないと無効に

なります。」私「ではこれから区役所に行きます。男「来なくても、銀行で手続きしてください。」私「??書類がないです。男「大丈夫です、行員のいないATMから簡単にできます、折り返し浜銀の者からご連絡します。」浜銀と名乗る男より「自宅の電話しか登録されていないので、携帯も教えていただけますか」さすがにほんやりの私もここで気が付きました

んが相談センターに見えられて12月27日に「平成23年から5年間の保険金の還付がありますので」と電話が入り「川信の大師支店に行きます」というとATMの所に行ってください。携帯で操作の指示をしますので番号を覚えてくださいと言われるままになり、正月にお金が足りないので下ろそうと思って大師支店に行ったら預金がゼロ、気が付いてみたら125万円引き出されてしまったというものでした。

全く同じ口口で日進町のYさん、渡田新町のKさんのところにも電話が来ました。

Yさんはすぐに夫婦で川崎区役所に向き事なきを得ました。Kさんは電話のところにたまたま友人が来ていて「今の電話はおかしいのでは?」とアドバースされて騙されませんでした。

読者のひろば

愛犬



ダックスフンド カリン嬢13歳
浜町 白石さんの愛犬

1月9日午後
中瀬に住むTさんがいました。

1月9日午後
中瀬に住むTさんがいました。

5年間で2万3365円の保険金還付ですからもっともらしく思ってしまうですが「決して一人で対応しないでください」が消費者センターの教訓です。

ちょっと一休み

言葉は心

- 一つの言葉で喧嘩して
- 一つの言葉で仲直り
- 一つの言葉で頭が下がり
- 一つの言葉で笑い合い
- 一つの言葉で泣かされる

葛飾柴又寅さん記念館にて



三浦海岸岩礁に「たくましく」咲いていた一本の花
つい頑張れと心で叫びカシャ (1月4日)

迷ったとき、困ったとき、ぐらしの相談センターへ(無料です)

1月の相談内容と件数

(12月21日~1月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-1月合計
住宅問題	3	3
生活保護	1	1
身障者問題	0	0
就職・仕事	1	1
医療・病院	3	3
市への要求	1	1
多重債務	0	0
架空請求	0	0
税金・年金	2	2
交通事故	0	0
子供問題	1	1
離婚問題	0	0
弁護士等の相談	1	1
不動産問題	1	1
後見・相続	0	0
その他	6	6
合計	20	20
開設からの総合計 (2003年9月)	6264	

1月の相談

医療が必要とされているのに、医療が受けられない人が多くなっています。格差と貧困が進む現代社会の中で、国民保険料が払えなく、国民保険に入っていない人が増加している中で医療難民が起っています。相談センターにも、保険に入っていない人の医療相談が寄せられています。その時は、医療生協の病院、診療所をお願いしています。国民皆保険制度を全ての人に適用させていく運動を広げていきたいと思います。

2月の予定

★無料法律相談日

2月21日(火)
午後6時30分~予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

★バザー

2月18日(土)
午前9時30分~
ご協力をお願いします。

★土・日・祝日は休み

振り込み詐欺などに合われた方へ
警察及び振り込んだ先の金融機関へ連絡を。
振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。

振り込み詐欺救済法(平成20年6月施行)に基づき、振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部(被害回復分配金)の支払いを受けられる可能性があります。

振り込み詐欺の他、社債、未公開株などの取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振り込みにより被害が発生した場合は、振り込み詐欺救済法の対象になります。

被害にあつてしまった場合や被害が疑われる場合には、速やかに警察、消費者センターや振り込んだ先の金融機関へご連絡ください。

支払いを受けるには、振り込んだ先の金融機関への支払申請が必要です。

詳しくは、金融庁、預金保険機構のホームページで確認ください。

資料提供消費者センターより

「えひめA111」

あいち

洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。土壌改良にも使用できます。その他用途いろいろ

500ml=200円

噴霧容器もあります。(百円)
愛媛県産業技術研究所で開発された商品です。



訪問リハビリ・マッサージ
綾川崎幸はりきゅう院
さいわい訪問
マッサージセンター
各種保険取扱い
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241

くらしの相談センター境町相談所
(月~金)
午後1時より相談受け付けています。
住所 川崎区境町11-21
電話 233-5812
所長 片柳すすむ

キムチをつくり続けて30年
新鮮野菜・キムチの
(有)グリーン
フーズあつみ
ホームページ検索
グリーンフーズあつみ 検索
川崎区大島 3-35-7
tel 044-288-7616

オンデマンドプリント・ウェブシステム
印刷のご用命は
有限会社 協立印刷社へ
ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/
川崎区貝塚 2-14-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業 近代書房
古書売買
日本の古本屋 検索
☆インターネット販売を始まりました
☆営業時間 10:00~20:00 定休日 木曜日
川崎市川崎区砂子 2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

第30回ベトナムへ自転車贈呈作業のお知らせ

日時 3月4日(土)

場所 市バス塩浜営業所となり
時間 午前8時30分~12時ごろ

整備台数325台です。(累計は、1万2278台)となります。

作業ボランティアを募集しています。大勢の参加をお待ちしています。



昨年2月結成された「かながわ生活相談ネットワーク」の第2回総会が開かれます。

日時 2月21日(火) 午後2時

場所 神奈川県民商工会連合会館

(東神奈川下車徒歩10分)

どなたでも参加できます。県内の相談活動の経験交流です。